

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）6条の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年11月7日付けの特別児童扶養手当支給停止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法6条の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の取消しを求めている。

本件処分通知書に令和3年中の所得額5,520,496円（ま）が扶養親族数2人の場合の所得制限限度額5,356,000円以上であるためとあったが、令和4年7月から扶養が4人となり、（扶養4人の）所得制限限度額の上限は6,116,000円と増え、現在の所得から考えて今年度（4年度）の所得額も超えないと予想される。上記を考慮し、再度審査いただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年6月26日	諮問
令和5年10月12日	審議（第82回第3部会）
令和5年11月13日	審議（第83回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給要件等

手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母に対して支給されるものである。

(2) 支給の制限

法6条は、手当は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額（所得限度額）以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは支給しない旨を定め、法10条によれば、法6条に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定めるとされている。

また、所得税法は、扶養親族等の判定の時期をその年の12月31日の現況による旨を定める（扶養控除について、所得税法85条3項参照）。

(3) 支給制限に係る政令の定め

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）2条1項は、法6条に規定する政令で定める額（所得限度額）は、扶養親族等がないときは459万6千円とし、これらの者があるときは459万6千円にこれらの者1人につき

38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）であるときは1人につき63万円）を加算した額とする旨を規定している。

法施行令4条は、法6条に規定する所得は、地方税法4条2項1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とすると規定している。

また、法6条に規定する所得の額について、法施行令5条1項は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額等から8万円を控除した額とするとし、法施行令5条2項は、同項各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を同条1項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとし、2号に、同条1項に規定する道府県民税につき、地方税法34条1項6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、40万円）を掲げている。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、本件現況届によれば、請求人の令和3年中の所得額は6,000,486円であり、この所得額から、上記1・(3)の法施行令5条1項に規定する控除額80,000円及び同条2項2号に規定する特別障害者控除額400,000円を控除した額は5,520,486円となる。

そして、本件現況届による請求人の扶養親族等は2人（うち特定扶養親族等は0人）であるから、所得限度額（法施行令2条1項が定める額（上記1・(3)））は5,356,000円（4,596,000円+380,000円×2人）となる。

そうすると、本件前年所得5,520,486円は所得限度額5,356,000円以上であるため、法6条の規定により、請求人に対する手当は令和4年8月から令和5年7月まで支給されないこととなる。

以上によれば、本件処分は、上記1の法令の定めに基づき適正に

なされたものと認められ、違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、令和4年7月から請求人の扶養人数が増えると主張し、本件処分の取消しを求める。

しかし、法6条は、受給資格者の前年の所得がその者の所得税法に規定する扶養親族等の数に応じて政令で定める額以上であるときは、手当を支給しない旨を定めている。そして、所得税法は扶養親族等の判定の時期をその年の12月31日としている（上記1・(2)）。本件処分をするに当たり、請求人の前年の所得について適用すべき請求人の扶養親族等の数は本件現況届に記載がある2人と処分庁が認定したことは、法令の定めに基づくものである。法令には、ほかに、本件について令和4年7月から扶養人数が増えることを考慮すべきとする旨の規定はないから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一